

いじめ防止対策委員会 設置要綱

観音寺市立高室小学校

(目的及び設置)

第1条

いじめ対策推進基本法の施行を受け、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応を図るため、「いじめ防止対策委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(目的)

第2条

いじめは全ての学校・児童等に関係する問題であるという認識に基づいて、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにするために、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが起きた場合は、組織的に適切かつ迅速にこれに対処することを目的とする。

(組織)

第3条

- 1 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は校長を、副委員長は教頭をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 生徒指導主事(いじめ対策主任)
 - (2) 教務主任
 - (3) 関係児童担任
 - (4) 養護教諭
 - (5) スクールカウンセラー
 - (6) スクールソーシャルワーカー
 - (7) その他、委員長が必要と認める者

(委員長)

第4条

- 1 委員長は、委員会を主宰する。
- 2 委員長が不在の場合には、副委員長がその職務を代理する。

(所掌事務)

第5条

委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 学校いじめ防止基本方針又はその変更の案の作成に関する事。
- (2) 学校いじめ防止基本方針に定める措置の実施に関する事。
- (3) いじめに関する通報の受付、並びにいじめに関する事案の調査及び対処に関する事。
- (4) 学校いじめ防止基本方針に定める措置の実施状況の評価に関する事。

(会議)

第6条

- 1 委員会は、生徒指導委員会の後、適時開催する。
- 2 重大な事案が起こったときには、委員長が招集し、議長となり適時開催する。
- 3 委員が出席できないときは代理の者を出席させることができる。

(意見等の聴取)

第7条

委員会において必要があると認めるときは、関係職員及び関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条

委員会の庶務は、生徒指導主事が処理する。

(その他必要な事項)

第9条

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。